

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける  
関税引き下げ方法に関するインドネシア共和国財務大臣規定 No.94/PMK.011/2008

財務大臣は、

- : a. インドネシア政府と日本政府との経済連携の枠組みにおいて、経済連携に関するインドネシア共和国と日本との合意 (*Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership*) に関する大統領規定 2008 年 36 号に基づき、インドネシア政府により採択済みの包括的協定(*Framework Agreement*)が定められていること、
- b. a の経済連携を支持する枠組みにおいて、日本からの物品輸入にかかる関税を定めるための指針として、インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意に枠組みにおける関税引き下げ方法を定める必要があること、
- c. 上記 a と b に基づき、インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける関税引き下げ方法に関する財務大臣規定を定める必要があること、

を考慮し、

- : 1. 関税に関する法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
- 2. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意 (*Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership*) に関する大統領規定 2008 年 36 号
- 3. 大統領令 2005 年 20/P 号

を鑑み、

以下を決定した

本資料は、インドネシア財務大臣規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。関税率表などの添付文書について、分量の多いものは省略しています。（原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。）  
出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。  
また、ジェトロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける  
関税引き下げ方法に関する財務大臣規定

を定める。

#### 1 条

- (1) インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意に基づく輸入品にかかる関税率の引き下げ方法を本大臣規定の添付Iと添付IIの通り定める。
- (2) 第1項に規定する添付は、本財務大臣規定と切り離すことの出来ない一部をなすものである。

#### 2 条

本大臣規定は、2008年7月1日から発効とする。

全ての人に知らしめるため、本大臣規定をインドネシア共和国官報に記載するものとする。

2008年6月30日、ジャカルタにて制定  
財務大臣

スリ・ムルヤニ・インドラワティ

写しは原本の通りである。

総務部長

アントニウス・スハルト

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意に基づく  
輸入品にかかる関税率の引き下げ方法

品目区分	関税率引き下げスケジュール
A	施行日に 0% に引き下げられる関税率
B3	段階的に関税を毎年均等に、4 回引き下げ、0% になる関税率。 1 回目の引き下げは発効日。
B5	段階的に関税を毎年均等に、6 回引き下げ、0% になる関税率。 1 回目の引き下げは発効日。
B7	段階的に関税を毎年均等に、8 回引き下げ、0% になる関税率。 1 回目の引き下げは発効日。
B10	段階的に関税を毎年均等に、11 回引き下げ、0% になる関税率。 1 回目の引き下げは発効日。
B15	段階的に関税を毎年均等に、16 回引き下げ、0% になる関税率。 1 回目の引き下げは発効日。
X	関税率引き下げから除外し、最恵国待遇税率を適用。
P	添付 II に記載の要領で引き下げを行う関税率。

2008 年 6 月 30 日、ジャカルタにて制定  
財務大臣

スリ・ムルヤニ・インドラワティ

写しは原本の通りである。

総務部長

アントニウス・スハルト

添付 I の品目区分 P の関税率引き下げ方法についての説明

説明	関税率引き下げスケジュール
1	関税率が 5% の品目を、以下の条件により、段階的に、均等に引き下げ、0% に： (a) 1 年目の引き下げは発効日 (b) 翌年以降の引き下げは、毎年 1 月 1 日 (c) 2010 年 1 月 1 日に 0% に
2	特定用途免税制度（USDFS）に関する別の財務大臣規定の中で規定。
3	関税率は以下の条件により引き下げ： (a) 発効日に 15% (b) 2016 年 1 月 1 日に 12%
4	関税率が 5% の品目を、以下の条件により、段階的に、均等に引き下げ、0% に： (a) 1 年目の引き下げは発効日 (b) 翌年以降の引き下げは、毎年 1 月 1 日 (c) 2009 年 1 月 1 日に 0% に
5	関税率は以下の条件により引き下げ： (a) 発効日に 20% (b) 2016 年 1 月 1 日に 16%
6	関税率は以下の条件により引き下げ： (a) 施行日に 10% (b) 2016 年 1 月 1 日から、5% 又はアセアン・韓国自由貿易協定（AKFTA）の物品貿易合意スキームで適用される関税率のうち、より低い税率が適用される。

説明	関税率引き下げスケジュール
7	関税率が 10%の品目を、以下の条件により、段階的に、均等に引き下げ、0%に： (a) 1年目の引き下げは発効日 (b) 翌年以降の引き下げは、毎年1月1日 (c) 2010年1月1日に0%に
8	関税率は以下の条件により引き下げ： (a) 発効日に10% (b) 2009年1月1日に8% (c) 2010年1月1日に6% (d) 2011年1月1日に4% (e) 2012年1月1日に0%
9	関税率が 15%の品目を、以下の条件により、段階的に、均等に引き下げ、0%に： (a) 1年目の引き下げは発効日 (b) 翌年以降の引き下げは、毎年1月1日 (c) 2011年1月1日に0%に
10	関税率が 8%の品目を、以下の条件により、段階的に、均等に引き下げ、0%に： (a) 1年目の引き下げは発効日 (b) 翌年以降の引き下げは、毎年1月1日 (c) 2009年1月1日に0%に
11	関税率は以下の条件により引き下げ： (a) 発効日に8% (b) 2016年1月1日から、5%又はアセアン・韓国自由貿易協定（AKFTA）の物品貿易合意スキームで適用される関税率のうち、より低い税率が適用される。

説明	関税率引き下げスケジュール
12	関税率は以下の条件により引き下げ: (a) 発効日に 8% (b) 2016 年 1 月 1 日に 6.4%.
13	関税率は以下の条件により引き下げ: (a) 発効日に 60% (b) 2012 年 1 月 1 日に 20% (c) 2016 年 1 月 1 日から、5%又はアセアン・韓国自由貿易協定 (AKFTA) の物品貿易合意スキームで適用される関税率のうち、より低い税率が適用される。
14	関税率は以下の条件により引き下げ: (a) 発効日に 45% (b) 2012 年 1 月 1 日に 20% (c) 2016 年 1 月 1 日から、5%又はアセアン・韓国自由貿易協定 (AKFTA) の物品貿易合意スキームで適用される関税率のうち、より低い税率が適用される。
15	関税率は以下の条件により引き下げ: (a) 発効日に 40% (b) 2012 年 1 月 1 日に 20% (c) 2016 年 1 月 1 日から、5%又はアセアン・韓国自由貿易協定 (AKFTA) の物品貿易合意スキームで適用される関税率のうち、より低い税率が適用される。

2008 年 6 月 30 日、ジャカルタにて制定  
財務大臣  
スリ・ムルヤニ・インドラワティ

写しは原本の通りである。

総務部長

アントニウス・スハルト